

全教職員配布用

就業規則改正の説明会 (3月14日)

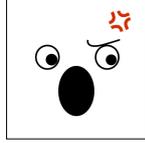
就業規則改正の説明会 (今回は大量の改正です)

- ① 特命理事の設置に伴う対応について
- ② 育児部分休業等に係る対象期間の引き上げについて
- ③ 看護補助者の処遇改善について
- ④ 附属病院における救急医療体制の充実、人材確保の促進及び医師の働き方改革に向けた対応について
- ⑤ 人事院規則改正 (昇格後の昇給号俸数の抑制措置の廃止) への対応について
- ⑥ 性犯罪・性暴力等対策の強化等について
- ⑦ 附属学校園 (中学校を除く) における変形労働時間の見直しについて
- ⑧ 非常勤職員の年次有給休暇付与日の見直しについて
- ⑨ 北陸新幹線延伸に伴う急行料金支給条件等の見直しについて
- ⑩ 旅行命令権の委任に関する見直し等について
- ⑪ 労働安全衛生規則改正への対応について
- ⑫ 事務組織改組に係る対応について
- ⑬ 当初の雇用開始日から5年を超えて雇用できる職種の見直しについて

①・特命理事の設置に伴う対応について

：人数の決まっている理事に非常勤外部理事を増やすためだとか・・・でも人件費を見てビックリ！！ 人件費「特命理事（1名）：約1540万円」

学部の人件費は削られつつあるのに（怒）！！



② 育児部分休業等に係る対象期間の引き上げについて

：小学校1年生の子を持つ職員に対する部分休業・短時間勤務・時間外労働の制限または免除・深夜労働の制限・早出遅出労働・子の看護休暇に係る対象期間が小学1年の終期まで拡大されます。働きながら子育てしやすくなりました。



③ 看護補助者の処遇改善について

：閣議決定による看護補助職員に対する賃金改善で、期間は令和6年2月から5月までで、6月以降は診療報酬により同等の賃金改善が継続されます。

④ 附属病院における救急医療体制の充実、人材確保の促進及び医師の働き方改革に向けた対応について



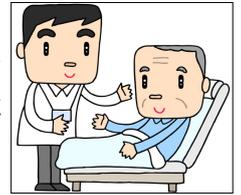
○ 救急医療の全科対応体制の充実に向けた方策
：今回新たに、期間（1年）を定めて、20%（週1）の effort で各診療科から災害・救命センターに派遣される場合の規定を追加

○ 病院助教等の採用／再任基準の見直し
：病院助教・病院特別助教の採用・再任基準から、一部「博士学位」を外すもので、研究重視のためとの説明でした。実際には若手教員比率の向上が目的？（他部局は不充足1名あたり数百万円のペナルティーがあるのに・・・）

○ 看護師の夜勤回数に応じた手当の新設
：看護部においてフルタイムで勤務する看護師の夜勤負担が大きい現状の改善のため

○ 医師の勤務間インターバルに関する規則制定

：「医師の働き方改革のため」のとのこと。当事者の理解や同意は得られている？



○ 救急救命士の職の新設
：附属病院の救命センターの充実のため。

⑤ 人事院規則改正への対応について

：国家公務員同様、昇格後の昇給号俸数の抑制措置を廃止するものです。

⑥ 性犯罪・性暴力等対策の強化等について

：文科省通達に対応するための就業規則等の一部改正によるものですが、パワハラ対策もしっかりとってほしいですね～



⑦ 附属学校園（中学校を除く）における変形労働時間の見直しについて

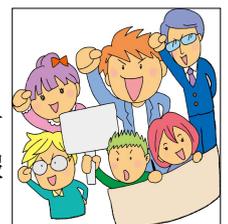
：これは、良いのか悪いのかわかりません。先生方の働き方はこれで改善されますか？

⑧ 非常勤職員の年次有給休暇付与日の見直しについて

：現行：採用時5日、6か月で5日、1年6か月で11日
改正後：採用時5日、6か月5日、1年で11日

となります。半年、早まりました。

でも、組合が要求しているコロナやインフルに罹患した時の病気休暇は別に付与してほしいですね。

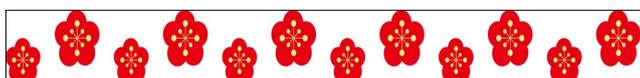


⑨ 北陸新幹線延伸に伴う急行料金支給条件等の見直しについて

：従来100 km以上で特別急行列車利用可能だったものを50 km以上に条件緩和するものです。

⑬ 当初の雇用開始日から5年を超えて雇用できる職種の見直しについて

：パートタイム職員のうち、5年を超えて雇用することができる職種に、学長特別補佐、学長補佐及び学長特命補佐を追加するものですが、全てのパート職員の任期を外し無期転換にしてほしいものです。



意見書

令和6年3月18日

国立大学法人富山大学長

齋藤 滋 殿

令和6年2月29日付けをもって意見を求められ、3月14日に説明を受けた就業規則について、下記のとおり意見を提出します。

記

・特命理事の設置に伴う対応について

人数の決まっている理事に非常勤外部理事を増やすために、学内理事の役割を担うために新設することであるが、必要以上に外部役員を増やすことは大学自治の観点から反対である。また、これまでも特命役員などを多く設置しており、経費増大の懸念が生じる。

・育児部分休業等に係る対象期間の引き上げにつ

いて

小学校1年生の子を持つ職員に対する部分休業・短時間勤務・時間外労働の制限または免除・深夜労働の制限・早出遅出労働・子の看護休暇に係る対象期間を拡大するもので、処遇改善につながり賛成である。

・看護補助者の処遇改善について

閣議決定による看護補助職員に対する賃金改善で、期間は令和6年2月から5月までで、6月以降は診療報酬により同等の賃金改善が継続されるとのことで、処遇改善であり、賛成である。

・附属病院における救急医療体制の充実、人材確保の促進及び医師の働き方改革に向けた対応について

・救急医療の全科対応体制の充実に向けた方策
附属病院の救急医療体制の充実に向けた方策であり、対象医師の理解・同意が重要である。五福事業場過半数代表としては賛成でも反対でもない。

・病院助教等の採用／再任基準の見直し

附属病院の研究促進のためとのことであるが、学位を持たない助教を認めることとなり他部局との整合性が取れていない。また、若手研究者比率の増加には寄与するものと思われ、基準緩和により対象者増加が見込まれるが、他部局では若手比率不充足によるペナルティーが課される予定であり、不公平である。五福事業場過半数代表としては反対である。

・看護師の夜勤回数に応じた手当の新設

附属病院看護師の夜勤回数に応じた手当の新設であり、処遇改善につながるため賛成である。

・医師の勤務間インターバルに関する規則制定

附属病院医師の働き方改革に対応するためであり、勤務と勤務のインターバルを変更するものである。対象医師の理解・同意が重要である。五福事業場過半数代表としては賛成でも反対でもない。

・救急救命士の職の新設

附属病院の救急診療に対応するものである。五福事業場過半数代表としては賛成でも反対でもない。

・人事院規則改正（昇格後の昇給号俸数の抑制措置の廃止）への対応について

国家公務員に適用される人事院規則改正に対応したものであり、処遇改善につながり賛成である。

過半数代表者（五福事業場）

署名

（選出の方法：信任投票による選出）

・性犯罪・性暴力等対策の強化等について

文科省通達に対応するための就業規則等の一部改正であり、特に意見はない。ただし、運用が重要であり、ハラスメント防止の観点から役員も含めた職員に研修が必要である。

・附属学校園（中学校を除く）における変形労働時間の見直しについて

附属小学校における変形労働時間制適用の取りやめに伴う就業規則の改正であり、五福事業場過半数代表としては特に意見はない。ただし、該当する教諭の理解・同意が重要である。

・非常勤職員の年次有給休暇付与日の見直しについて

非常勤職員の年次有給休暇付与日を前倒しするものであり、処遇改善につながり賛成である。

・北陸新幹線延伸に伴う急行料金支給条件等の見直しについて

北陸新幹線延伸に伴って特別急行列車の急行料金支給条件を緩和するものであり、賛成である。

・旅行命令権の委任に関する見直し等について

旅行命令・公務外出命令・公用車使用の命令権者を旅行命令賢者に統一するものであり、特に意見はない。

・労働安全衛生規則改正への対応について

省令改正による、新たに化学物質規制の導入に伴うものであり、特に意見はない。

・事務組織改組に係る対応について

人事課と労務管理室の統合によるものであり、特に意見はない。

・当初の雇用開始日から5年を超えて雇用できる職種の見直しについて

パートタイム職員のうち、5年を超えて雇用することができる職種に、学長特別補佐、学長補佐及び学長特命補佐を追加するものである。一般パートタイム職員が4年で区切られることに対しては不公平であり、反対である。

職場の環境を良くしませんか。

みなさんの「声」がたくさん集まると、労働条件等を改善する大きな力になります。ぜひ、教職員組合にご加入ください。非常勤職員の方も加入できます。

